

ココロまじわうトコロ



宇和島
uwajima

お
く
や
み
ガ
イ
ド
ブ
ツ
ク
ご遺族の方へ手続きのご案内

宇和島市

【おくやみ手続き】

宇和島市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内するおくやみコーナー（ワンストップ窓口）を設置しています。

☎ 0895-24-1111（内線 3101、3100）（本庁市民課・総合案内）

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

（土日・祝日・年末年始を除く）

ワンストップ窓口は、お手続き前日開庁日午後 3 時までにご連絡ください。



ご遺族のみなさまへ

このたびのご家族のご逝去を悼み、謹んでおくやみ申し上げます。
宇和島市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようガイドブックを作成いたしました。
このガイドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

宇和島市役所 市民課

事前準備について

宇和島市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をお願いします。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」
をご確認ください。



相続人が来庁できない場合は、委任状が
必要です。P.55



STEP 2 おくやみコーナーの予約

おくやみコーナーをご利用される場合は、3 ページの予約方法にて
ご予約ください。また、Step1 でご不明な点などございましたら、
ご予約時にお問い合わせください。



STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続き
ページをご覧ください。



STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、本庁でお手続きをされる方は、
市民課総合案内まで、各支所でお手続きをされる方は、各支所市
民サービス係のカウンターもしくは窓口までお越しください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（以下「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ、後期高齢者医療資格確認書
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書または資格情報のお知らせ
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- 介護保険被保険者証
※亡くなられた方の各種認定証（負担割合証、限度額認定証など）
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証
- 障害福祉サービス受給者証、重度心身障害者医療費受給者証
- ひとり親家庭医療費受給者証 母子健康手帳
- 子ども医療費受給資格証

本人確認書類について

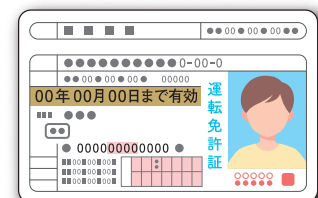
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、
介護保険の被保険者証、医療受給者証、
各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



おくやみコーナー（ワンストップ窓口）のご案内

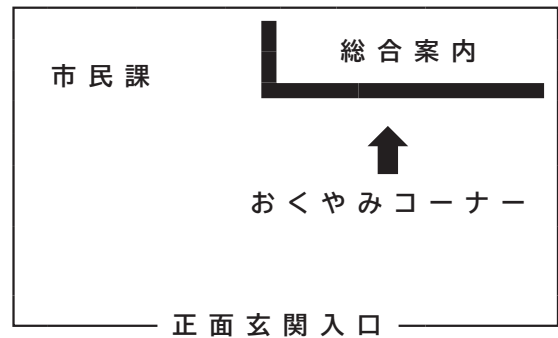
宇和島市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみコーナー（ワンストップ窓口）」を設置しています。市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1カ所で完了することができます。

窓口利用について

●窓口利用

場所：宇和島市役所本庁舎 1階市民課
総合案内
（市役所正面玄関を入ってすぐ正面
の総合案内でお声かけください）

1日の予約枠：(1) 午前9時
(2) 午前10時30分
(3) 午後1時30分
(4) 午後3時



●各支所（吉田・三間・津島）

場所：各支所市民サービス係

利用時間：午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

※吉田・三間・津島支所でのお手続きも円滑に行えるよう、事前にご予約をお願いします。

※ご予約のない方や、吉田・三間・津島の各支所で手続きをされる場合は、職員がご遺族様をそれぞれの担当窓口へご案内いたします。

※内容によっては、全てのお手続きが一度で終わらない場合があります。

予約方法について

以下のいずれかの方法で予約してください。

●オンライン申請

スマートフォンで二次元コードを読み取り
ロゴフォームへアクセス
HPからもアクセスできます。

【URL】

<https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/14/okuyami-tetsuduki1.html>



●電話予約

本庁おくやみコーナー **0895-24-1111**（内線 3101、3100）

吉田支所：49-7093 三間支所：49-7099 津島支所：49-7056

受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで（土日・祝日・年末年始を除く）

※ご予約は、お手続き前日開庁日午後3時までにご連絡ください。

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (46 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (49 ページ参照)
4か月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (50 ページ参照)
10か月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (49 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告・納付 (50 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	☑	該当事項	詳細ページ
戸籍・住民登録	<input type="checkbox"/>	死亡の記載がされた戸籍謄本等の取得	P.7
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを持っていた	
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	P.8
	<input type="checkbox"/>	世帯主が亡くなられた	
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入しており、その方によって生計維持されていた子どもをもつ配偶者またはお子さまがいる	P.9
	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入していた	P.10-11
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入しており、ご逝去された方が生計を維持していた	P.12
	<input type="checkbox"/>	年金を受給していた	P.13
医療・国保	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.14
	<input type="checkbox"/>	健康保険に加入していた	
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証・資格確認書を持っていた	P.15-16
	<input type="checkbox"/>	限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っていた	P.17
	<input type="checkbox"/>	特定疾病療養受療証を持っていた	
介護保険	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証を持っていた	P.18
	<input type="checkbox"/>	介護保険負担割合証を持っていた	P.19
	<input type="checkbox"/>	介護保険負担限度額認定証を持っていた	
子育て	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.20
	<input type="checkbox"/>	20歳未満の児童を養育していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費受給資格証を持っていた	P.23
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療費受給者証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	災害遺児福祉手当を受給していた	P.24
	<input type="checkbox"/>	高等学校在学中までの児童を養育していた方が交通事故などの災害によって亡くなられた	
	<input type="checkbox"/>	子育てスタート応援券の対象児童だった	P.25
	<input type="checkbox"/>	愛顔っ子応援券の対象児童だった	
	<input type="checkbox"/>	児童が保育所などに入所している	P.26
<input type="checkbox"/>	出生後に妊婦のための支援給付金を申請していない		

区分	☑	該当事項	詳細ページ
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	療育手帳を持っていた	P.28
	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス受給者証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.29
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者医療費受給者証を持っていた	P.30
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	経過的福祉手当を受給していた	P.31
	<input type="checkbox"/>	障害者扶養共済制度に加入していた	P.31-32
税金	<input type="checkbox"/>	固定資産がある	P.33-34
	<input type="checkbox"/>	市県民税、国民健康保険料が課されていた	P.35
	<input type="checkbox"/>	市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険料を口座振替にしていた	
その他	<input type="checkbox"/>	子どもが学童に入所している	P.36
	<input type="checkbox"/>	普通自動車を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	軽自動車を持っていた	P.37
	<input type="checkbox"/>	原付バイクを持っていた	
	<input type="checkbox"/>	126～250ccのバイク（軽二輪）を持っていた	P.38
	<input type="checkbox"/>	250cc超のバイク（小型二輪）を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	小型特殊自動車を持っていた	P.39
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	
	<input type="checkbox"/>	農地を所有していた	P.40
	<input type="checkbox"/>	上水道を使用していた	
	<input type="checkbox"/>	防災ラジオを所有していた	
	<input type="checkbox"/>	市営住宅に入居していた	P.41
	<input type="checkbox"/>	山林を所有していた	P.42

1. 戸籍・住民登録に関する手続き

死亡の記載がされた戸籍謄本等の取得

手続き 戸籍謄本等の取得

手続き詳細	期 限
死亡届出後、約1週間で交付可能です。 ただし、宇和島市以外の市区町村に死亡届出をした場合は、届出をした市区町村から宇和島市へ通知が届いてから記載をするため、更に時間を要することがあります。	なし
	手続き可能な人 【本籍が宇和島市】 ・配偶者、直系尊属または直系卑属 ・上記の方からの委任状がある方 【本籍が宇和島市以外の市区町村】 ・配偶者、直系尊属または直系卑属
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類 ※本籍が宇和島市以外の市区町村にある方の戸籍謄本を請求する場合は、顔写真付きの本人確認書類が必要です。 <input type="checkbox"/> 手数料（戸籍の種類等により異なります）	市民課 ☎ 0895-24-1111 (内線 2917)

マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となりますので返却または破棄してください。 また、通知カードをお持ちだった場合も、市役所に返還していただく必要はありません。 なお、相続などの手続きで亡くなられた方のマイナンバーが必要となる場合がありますので、しばらくの間は保管してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> マイナンバーカード 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	市民課 ☎ 0895-49-7075

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、死亡日をもって自動的に廃止されます。 印鑑登録証（カード）は無効となりますので、市役所に返却いただくか、ハサミなどで裁断して破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 印鑑登録証 遺族のもの なし	市民課 ☎ 0895-24-1111 (内線 2917)

世帯主が亡くなられた

手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期 限
世帯主が亡くなられて、その世帯に2名以上いる場合は、世帯主変更の届出が必要です。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状 (P.55)	市民課 ☎ 0895-24-1111 (内線 2917)

2. 年金に関する手続き

国民年金に加入しており、その方によって生計維持されていた子どもをもつ配偶者またはお子さまがいる

手続き 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限
<p>遺族基礎年金は、国民年金加入中の方が亡くなられた場合、その方によって生計維持されていた子ども（※）を持つ配偶者や、お子さま（※）のうち、所定の支給条件を満たす方が受け取れます。</p> <p>※ 18歳に到達する年度の末日までにあるお子さま、または20歳未満のお子さまで1級もしくは2級の障害のある方</p>	<p>死亡から5年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>ご遺族</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 年金証書、基礎年金番号通知書または年金手帳 <input type="checkbox"/> 死亡診断書（死体検案書）の写し <p>遺族のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書または年金手帳 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（配偶者様の場合は不要） ※ 写しを取って原本はお返しします <input type="checkbox"/> 認印（配偶者様の場合は不要） <input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書（住所が別のとき） ※ 第三者の証明が必要です <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 ※ その他必要書類をご確認ください。 	<p>市民課</p> <p>☎ 0895-24-1111 (内線 2133・2190)</p>

MEMO

国民年金に加入していた

手続き① 国民年金死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が死亡日の前日までに3年以上国民年金被保険者であるとき、遺族が受け取ることができます。寡婦年金が該当する場合はどちらかを選択します。なお、亡くなられた方が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	死亡から2年以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書または年金手帳	市民課 ☎ 0895-24-1111 (内線 2133・2190)
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	
<input type="checkbox"/> 預貯金通帳	
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本（配偶者様の場合は不要） ※ 写しを取って原本はお返しします	
<input type="checkbox"/> 認印（配偶者様の場合は不要）	
<input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書（住所が別のとき） ※ 第三者の証明が必要です	
<input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（世帯が別のとき）	

MEMO

2. 年金に関する手続き

国民年金に加入していた

手続き② 寡婦年金の請求 ※夫であり結婚してから10年以上たっているとき

手続き詳細	期 限
寡婦年金は、国民年金保険料納付済期間と免除期間が合わせて10年以上あった夫が亡くなられたときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻が60歳から65歳までの間、受けることができます。死亡一時金が該当する場合はどちらかを選択します。なお、夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	死亡から5年以内
	手続き可能な人
	継続した婚姻期間が10年以上ある妻
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書または年金手帳	市民課 ☎ 0895-24-1111 (内線 2133・2190)
<p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	
<input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書または年金手帳	
<input type="checkbox"/> 預貯金通帳	
<input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書 (住所が別のとき) ※ 第三者の証明が必要です	
<input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 (世帯が別のとき)	

MEMO

厚生年金に加入しており、ご逝去された方が生計を維持していた

手続き 遺族厚生年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が亡くなられた場合、一定の支給要件を満たす場合に、その方によって生計維持されていたご遺族が受けることができます。	支給事由が生じた日の翌日から5年
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<div style="background-color: #e0f0ff; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">故人のもの</div> <input type="checkbox"/> 年金証書、基礎年金番号通知書または年金証書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書（死体検案書）の写し <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">遺族のもの</div> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書または年金手帳 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳 ※ <u>その他必要書類をご確認ください。</u>	最寄りの年金事務所 予約受付専用電話 ☎ 0570-05-4890 または ☎ 加入の各種共済組合 （事業団）

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

2. 年金に関する手続き

年金を受給していた

手続き 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取れるように請求することができます。	死亡から5年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 年金証書</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 預貯金通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本（配偶者様の場合は不要） ※ 写しを取って原本はお返しします</p> <p><input type="checkbox"/> 認印（配偶者様の場合は不要）</p> <p><input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書（住所が別のとき） ※ 第三者の証明が必要です</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（世帯が別のとき）</p>	<p>・ 市民課 ☎ 0895-24-1111 (内線 2133・2190)</p> <p>・ 遺族厚生年金をご請求の方は最寄りの年金事務所</p> <p>・ 加入の各種共済組合（事業団）でのお手続きが必要な場合があります</p>

MEMO

3. 医療・国保に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人 葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせ	市民課 ☎ 0895-24-1111 (内線 2917)
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 葬儀を行ったことが確認できるもの（領収書など） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	

健康保険に加入していた

手続き 健康保険の埋葬料の支給申請

手続き詳細	期 限
健康保険に加入している方が亡くなられた場合、ご家族の方に埋葬料が支給される制度があります。加入されている健康保険組合にご確認ください。	加入されている健康保険 組合にご確認ください。
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの 国民健康保険以外の埋葬料の支給申請は、加入されている健康 保険組合にご確認ください	市民課 ☎ 0895-24-1111 (内線 2917)
遺族のもの 国民健康保険以外の埋葬料の支給申請は、加入されている健康 保険組合にご確認ください	

3. 医療・国保に関する手続き

後期高齢者医療被保険者証・資格確認書を持っていた

手続き① 後期高齢者医療保険証・資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合、市役所または支所・出張所の窓口で返却していただく必要があります。 ※特定疾病療養受療証をお持ちの方はあわせてご返還ください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証・資格確認書	保険健康課 ☎ 0895-49-7020

手続き② 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなった場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証・資格確認書 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 葬儀を行ったことが確認できるもの（領収書など） <input type="checkbox"/> 預貯金通帳またはキャッシュカード	保険健康課 ☎ 0895-49-7020

手続き③ 後期高齢者医療高額療養費などの支給申請

手続き詳細	期 限
ご生前に受診した高額療養費などの受取人を相続人代表者へ変更する必要があります。	概ね3か月
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（預貯金通帳またはキャッシュカード）	保険健康課 ☎ 0895-49-7020

手続き④ 相続人代表者指定届・送付先指定届の提出

手続き詳細	期 限
後期高齢者医療保険料の納入通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付します。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、役所が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納付義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。保険健康課までご連絡ください。	概ね3か月
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（預貯金通帳またはキャッシュカード）	保険健康課 ☎ 0895-49-7020

3. 医療・国保に関する手続き

限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っていた

手続き 限度額適用認定証などの返却

手続き詳細	期 限
国民健康保険の被保険者で、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合には、認定証を返還していただく必要があります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証 <input type="checkbox"/> 標準負担額減額認定証	市民課 ☎ 0895-24-1111 (内線 2917)

特定疾病療養受療証を持っていた

手続き 特定疾病療養受療証の返却

手続き詳細	期 限
国民健康保険の被保険者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなられた場合には、受療証を返還していただく必要があります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 特定疾病療養費受療証	市民課 ☎ 0895-24-1111 (内線 2917)

4. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証を持っていた

手続き① 介護保険被保険者証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証について、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	高齢者福祉課 ☎ 0895-49-7018

手続き② 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
介護保険料の納入通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付します。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 亡くなられた方に高額介護サービス費など給付がある場合、「相続人代表者指定届」を提出いただくことで、相続人の代表者へ支給いたします。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、役所が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納付義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。高齢者福祉課までご連絡ください。	概ね3か月
	手続き可能な人 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類（顔写真付きは1点、顔写真のないものは2点必要） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（預貯金通帳またはキャッシュカード）	高齢者福祉課 ☎ 0895-49-7018

4. 介護保険に関する手続き

介護保険負担割合証を持っていた

手続き 介護保険負担割合証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険負担割合証を交付されていた場合は返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証	高齢者福祉課 ☎ 0895-49-7018

介護保険負担限度額認定証を持っていた

手続き 介護保険負担限度額認定証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の負担限度額認定証について、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	高齢者福祉課 ☎ 0895-49-7018

5. 子育てに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き① 児童手当の受給者変更

手続き詳細	期 限
児童手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。 ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。	亡くなられた日の翌日から 15日以内
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 <input type="checkbox"/> 資格確認書・資格情報のお知らせなど	こども家庭課 ☎ 0895-24-1111 (内線 3124)

手続き② 未支払児童手当の請求

手続き詳細	期 限
児童手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、亡くなられた日の属する月までの分の手当を支給します。未払い分があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> (対象児童の中で一番年長の方名義の) 口座番号確認書類	こども家庭課 ☎ 0895-24-1111 (内線 3124)

5. 子育てに関する手続き

20歳未満の児童を養育していた

手続き① 児童扶養手当の認定請求

手続き詳細	期 限
<p>配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭などになり、かつ養育している児童が満18歳の年度末まで（障がい児は20歳未満）の場合、児童扶養手当を申請することができます。所得制限があり、年金などの受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。</p> <p>（下記のもの以外が必要になる場合がありますので、事前にこども家庭課窓口にご相談ください。申請日の翌月から支給の対象となり、申請が遅れた場合、遡って支給することはできません。）</p>	<p>速やかに</p>
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>遺族のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書 	<p>こども家庭課 ☎ 0895-24-1111 (内線 2146)</p>

手続き② ひとり親家庭医療費助成の申請

手続き詳細	期 限
<p>配偶者などが亡くなられたことにより、ひとり親家庭などになり、かつ養育している児童が満20歳の誕生日末まで、並びに所得税額が一定以下の場合、ひとり親家庭医療費助成を申請することができます。</p>	<p>なし</p>
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>遺族のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 資格確認書・資格情報のお知らせなど（申請者と児童全員のもの） 	<p>こども家庭課 ☎ 0895-24-1111 (内線 2141)</p>

児童扶養手当を受給していた

手続き① 児童扶養手当の受給者変更

手続き詳細	期 限
<p>児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなった場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。所得制限があり、年金などの受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。</p> <p>(下記のもの以外が必要になる場合がありますので、事前にこども家庭課窓口にご相談ください。申請日の翌月から支給の対象となり、申請が遅れた場合、遡って支給することはできません。)</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>今後児童を養育する方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>遺族のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書 	<p>こども家庭課 ☎ 0895-24-1111 (内線 2146)</p>

手続き② 未支払児童扶養手当の請求

手続き詳細	期 限
<p>児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなった場合、亡くなった日の属する月までの分の手当を支給します。未払い分があれば請求の手続きが必要です。</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>ご遺族</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>遺族のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> (対象児童の中で一番年長の方名義の) 口座番号確認書類 	<p>こども家庭課 ☎ 0895-24-1111 (内線 2146)</p>

5. 子育てに関する手続き

子ども医療費受給資格証を持っていた

手続き 子ども医療費受給資格証の返却・受給資格者などの変更届

手続き詳細	期 限
子ども医療費受給資格証を交付していた児童が亡くなった場合、その児童の受給資格証は亡くなった日をもって失効となりますので、返却してください。 また、受給資格者が亡くなった場合は、受給資格者などの変更の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 子ども医療費受給資格証 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	こども家庭課 ☎ 0895-24-1111 (内線 2140)

ひとり親家庭医療費受給者証を持っていた

手続き ひとり親家庭医療費受給者証の返却

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭医療費受給者証を交付していた方が亡くなった場合、その受給者証は亡くなった日をもって失効となりますので、返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費受給者証 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	こども家庭課 ☎ 0895-24-1111 (内線 2141)

災害遺児福祉手当を受給していた

手続き 災害遺児福祉手当の受給者変更・資格喪失などの手続き

手続き詳細	期 限
災害遺児福祉手当を受給していた保護者または児童が亡くなった場合、資格喪失の手続きが必要です。ほかの保護者が受給者となる場合は、受給者変更の手続きが必要です。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族または児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> 災害遺児福祉手当証書	こども家庭課 ☎ 0895-24-1111 (内線 2141)
<p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	

高等学校在学中までの児童を養育していた方が交通事故などの災害によって亡くなった

手続き 災害遺児福祉手当の受給申請

手続き詳細	期 限
交通事故などの災害（交通災害、労働災害及び天災など）によって、これまで生計を維持していた親または養育者が亡くなった児童（高等学校在学中までの児童）について、その保護者となる方は、災害遺児福祉手当を受給できる場合があります。 (亡くなった原因や児童の在学状況によって、下記のもの以外が必要になる場合がありますので、事前にこども家庭課窓口にご相談ください。)	なし
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し（事故発生から 24 時間経過後に亡くなった場合）	こども家庭課 ☎ 0895-24-1111 (内線 2141)
<p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	

5. 子育てに関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

子育てスタート応援券の対象児童だった

手続き 子育てスタート応援券の返還

手続き詳細	期 限
子育てスタート応援券の残券がある場合は返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 子育てスタート応援券	こども家庭課 ☎ 0895-24-1111 (内線 2147)

愛顔っ子応援券の対象児童だった

手続き 愛顔っ子応援券の返還

手続き詳細	期 限
愛顔っ子応援券の残券がある場合は返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 愛顔っ子応援券	こども家庭課 ☎ 0895-24-1111 (内線 2147)

児童が保育所などに入所している

手続き 保育所などの手続き

手続き詳細	期 限
保育所などに登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	こども家庭課 ☎ 0895-24-1111 (内線 2145)

出生後に妊婦のための支援給付金を申請していない

手続き 妊婦のための支援給付金の手続き

手続き詳細	期 限
出産後に申請できる妊婦のための支援給付金の手続きが済んでいない方は、手続きが必要です。	誕生日から2年以内
	手続き可能な人 お子さんの母子健康手帳の交付を受けた方
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 遺族のもの <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の交付を受けた方の口座番号確認書類	保険健康課 ☎ 0895-49-7110

6. 障がい福祉に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

手続き 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失などの手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた方が亡くなられた場合、死亡月をもって資格喪失となるため、死亡手続きが必要となります。 併せて、新たに児童を監護される方への受給者変更手続きが必要となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 受給者の死亡を証する書類（戸籍謄本等） 遺族のもの <input type="checkbox"/> 印鑑、口座番号確認書類 <input type="checkbox"/> 新たな受給者及び対象児童の戸籍謄本	福祉課 ☎ 0895-49-7016

身体障害者手帳を持っていた

手続き 身体障害者手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の身体障害者手帳について、返還していただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	福祉課 ☎ 0895-49-7016

療育手帳を持っていた

手続き 療育手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の療育手帳について、返還していただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 療育手帳	福祉課 ☎ 0895-49-7016

精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障害者保健福祉手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳について、返還していただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	福祉課 ☎ 0895-49-7016

障害福祉サービス受給者証を持っていた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証について、返還していただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証	福祉課 ☎ 0895-49-7016

6. 障がい福祉に関する手続き

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当の受給資格者の死亡届・未支払手当請求

手続き詳細	期 限
特別障害者手当を受給されていた方が亡くなった場合、資格者の死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑	福祉課 ☎ 0895-49-7016

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当の受給資格者の死亡届・未支払手当請求

手続き詳細	期 限
障害児福祉手当を受給されていた方が亡くなった場合、資格者の死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑	福祉課 ☎ 0895-49-7016

重度心身障害者医療費受給者証を持っていた

手続き 重度心身障害者医療費受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となり、重度心身障害者医療費受給者証について返還していただく必要があります。また、未請求分の医療費領収書があればご遺族により請求が可能な場合があります。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求医療費領収書（領収日から2年以内のもの） 遺族のもの <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	福祉課 ☎ 0895-49-7016

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）について、返還していただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証	福祉課 ☎ 0895-49-7016

6. 障がい福祉に関する手続き

チエツクリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

経過的福祉手当を受給していた

手続き 経過的福祉手当の受給資格者の死亡届・未支払手当請求

手続き詳細	期 限
経過的福祉手当を受給されていた方が亡くなられた場合、資格者の死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑	福祉課 ☎ 0895-49-7016

障害者扶養共済制度に加入していた

手続き ① 障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなられた場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	死亡日から3年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の消除された住民票 遺族のもの <input type="checkbox"/> 印鑑、口座番号確認書類 <input type="checkbox"/> 加入者の住民票	福祉課 ☎ 0895-49-7016

手続き② 障害者扶養共済制度の年金支給請求

<p>手続き詳細</p> <p>障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合（障害者扶養共済制度）、保護者に万一（死亡）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給するための請求が行えます。</p>	<p>期 限</p> <p>死亡日から3年以内</p> <p>手続き可能な人</p> <p>ご遺族</p>
<p>必要なもの</p> <p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡診断書</p> <p><input type="checkbox"/> 加入者の削除された住民票</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑</p> <p><input type="checkbox"/> 口座番号確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 年金受給権者の住民票</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>福祉課</p> <p>☎ 0895-49-7016</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

7. 税金に関する手続き

固定資産がある

手続き① 不動産の所有権移転登記申請

手続き詳細	期 限
相続により不動産の所有者の名義等が変更になる場合には、法務局にて不動産の登記を行う必要があります。相続の内容によって提出書類や手続きの流れが異なります。	不動産の所有権の取得を知った日から3年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
不動産の所有権移転登記に関する手続きについては、法務局へご確認ください	松山地方法務局 宇和島支局 ☎ 0895-22-0770

手続き② 未登記家屋の所有権移転申請

手続き詳細	期 限
相続により未登記家屋の所有権等が変更になる場合には、市区町村に対し変更の届出が必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 相続関係図または未登記家屋所有者との相続関係のわかるもの。	税務課 ☎ 0895-49-7010

手続き③ 固定資産税の相続人代表者の指定届出

手続き詳細	期 限
固定資産の所有者が亡くなられた場合、相続を受ける人のうち1名を代表として選び、届出をする必要があります。ここで設定された相続人代表者は、相続人登記や名義変更が完了するまで有効となります。	速やかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0895-49-7010

手続き④ 固定資産の共有代表者の変更届

手続き詳細	期 限
固定資産を複数人で共有していて、代表者を変更する場合には、市区町村に対し変更の届出が必要となります。	速やかに
	手続き可能な人 共有者でかつ相続人
必要なもの	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0895-49-7010

7. 税金に関する手続き

市県民税、国民健康保険料が課されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に地方税等が課税されている場合、市県民税・国民健康保険料の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、役所が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p>	<p>概ね3か月</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人またはご遺族</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p>	<p>税務課</p> <p>☎ 0895-49-7010</p>

市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険料を口座振替にしていた

手続き 口座振替の変更または廃止

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方の口座の凍結により振替ができなくなる可能性があるため、口座振替の変更または廃止の手続きを金融機関で行ってください。</p> <p>口座凍結解除については P.47 をご参照ください。</p>	<p>次回納期の前月25日まで (25日が金融機関が休日の場合はその前日)</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人またはご遺族</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <p>口座を廃止する場合</p> <p><input type="checkbox"/> 登録されていた口座の通帳及び届出印</p> <p>遺族のもの</p> <p>口座を変更する場合</p> <p><input type="checkbox"/> 新たに登録する口座の通帳及び届出印</p>	<p>税務課納税第1係</p> <p>☎ 0895-49-7011</p>

8. その他の手続き

子どもが学童に入所している

手続き 学童保育の手続き

手続き詳細	期 限
学童保育に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑	生涯学習課 ☎ 0895-49-7032

普通自動車を持っていた

手続き 普通自動車の名義変更手続き（相続）

手続き詳細	期 限
普通自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人に名義を変更する必要があります。相続人に名義を変更する手続きや必要な持ち物は相続人の人数などによって異なるため、運輸支局にご相談することをお勧めします。	なし
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
	愛媛運輸支局 ☎ 050-5540-2076

8. その他の手続き

軽自動車を持っていた

手続き 軽自動車の名義変更手続き（相続）

手続き詳細	期 限
軽自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人に名義を変更する必要があります。相続人に名義を変更する手続きや必要な持ち物は相続人の人数などによって異なるため、軽自動車検査協会にご相談することをお勧めします。	なし
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
	軽自動車検査協会 愛媛事務所 ☎ 050-3816-3124

原付バイクを持っていた

手続き 原付バイクの廃車手続き

手続き詳細	期 限
原付バイクの所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人 相続人または親族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> ナンバープレート 遺族のもの <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等（コピーでも可） <input type="checkbox"/> 本人確認書類	税務課 ☎ 0895-49-7010

126～250ccのバイク（軽二輪）を持っていた

手続き 軽二輪の廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量 126～250cc のバイク（軽二輪）を使用しなくなったときや所有者が亡くなられたときは、軽自動車届出済証を返納する手続きが必要となります。 詳しくは運輸支局にご相談することをお勧めします。	なし
	手続き可能な人 相続人または親族
必要なもの	問い合わせ先
	愛媛運輸支局 ☎ 050-5540-2076

250cc 超のバイク（小型二輪）を持っていた

手続き 小型二輪の廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量 250cc 超のバイク（小型二輪）を使用しなくなったときや所有者が亡くなられたときは、自動車検査証を返納する手続きが必要となります。 詳しくは運輸支局にご相談することをお勧めします。	なし
	手続き可能な人 相続人または親族
必要なもの	問い合わせ先
	愛媛運輸支局 ☎ 050-5540-2076

8. その他の手続き

小型特殊自動車を持っていた

手続き 小型特殊自動車の廃車手続き

手続き詳細	期 限
小型特殊自動車の所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人 相続人または親族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> ナンバープレート 遺族のもの <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等（コピーでも可） <input type="checkbox"/> 本人確認書類	税務課 ☎ 0895-49-7010

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細	期 限
飼い犬の登録事項（所有者名、所有者住所、犬の所在地）の変更が必要です。 マイクロチップを装着している飼い犬は、環境省のホームページから手続きを行ってください。	飼い主が亡くなられて30日以内
	手続き可能な人 新しい飼い主
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 犬の鑑札 <input type="checkbox"/> 犬の狂犬病予防注射済票（直近のもの）	生活環境課 ☎ 0895-49-7014

農地を所有していた

手続き 農地の相続などの届出

手続き詳細	期 限
相続などにより農地の権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出する必要があります。	権利取得を知った時点からおおむね10か月以内
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	農業委員会事務局 ☎ 0895-49-7036

上水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が使用者名義人の場合、水道使用中止届または名義変更・支払方法の変更手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人
	親族または同居人
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの 口座を変更する場合 <input type="checkbox"/> 新たに登録する口座の届出印	上下水道局 お客さまセンター ☎ 0895-22-5265 ☎ 0895-49-7052

8. その他の手続き

防災ラジオを所有していた

手続き 防災ラジオの返却手続き

手続き詳細	期 限
お一人世帯の方が亡くなられた場合、防災ラジオ（貸与されている場合）の返却手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 防災ラジオ	危機管理課 ☎ 0895-49-7006

市営住宅に入居していた

手続き 名義人の変更や返還の手続き

手続き詳細	期 限
市営住宅にお住まいの方が亡くなられた場合は、名義変更・世帯員異動・返還届などの手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	建築住宅課 ☎ 0895-49-7028

山林を所有していた

手続き 山林の相続などの届出

手続き詳細	期 限
相続などにより山林の権利を取得した者は、農林課にその旨を届出る必要があります。	相続から90日以内
	手続き可能な人 相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	農林課林業係 ☎ 0895-49-7022

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
国民年金の種別の変更手続き		被扶養者（配偶者）だった場合は、資格が第3号被保険者から第1号被保険者へ切り替えの手続きが必要です。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 故人と請求者の基礎年金番号通知書または年金手帳、年金証書、戸籍謄本（請求者が配偶者様以外の場合）、死亡診断書（死体検案書）のコピー、預貯金通帳、生計同一関係に関する申立書（住所が別のとき）、マイナンバー確認書類</p> <p>【手続き先】 最寄りの年金事務所または加入の各種共済組合（事業団）</p>

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 宇和島税務署 ☎ 0895-22-4511
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1か月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書 ・永代使用許可書

2 改葬許可申請書入手する

宇和島市に墓地がある方の改葬許可申請書は市役所・支所にあります。
郵便で請求される場合は、110円切手貼付の返信用封筒を同封ください。
宇和島市のホームページからダウンロードできます。宇和島市以外に墓地がある場合は、墓地のある市区町村へお問い合わせください。

3 埋蔵証明を受ける

埋蔵証明は、改葬許可申請書の墓地管理者の署名押印のことです。
墓地がお寺にある場合はそのお寺で、共同墓地の場合は地元の自治会長か墓地の所有者に署名押印をもらってください。

4 改葬許可申請書を提出し、改葬許可書を受け取る

墓地管理者の署名押印のある改葬許可申請書に必要事項を記入し、墓地のある市区町村に提出し、改葬許可書を受け取ります。
郵送で提出される場合は、110円切手貼付の返信用封筒を同封ください。

5 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を上げてもらって遺骨を取り出します。お墓の処分は石材店等にご相談ください。

6 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

改葬許可申請書の問合せ先

市民課

☎ 0895-49-7012

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

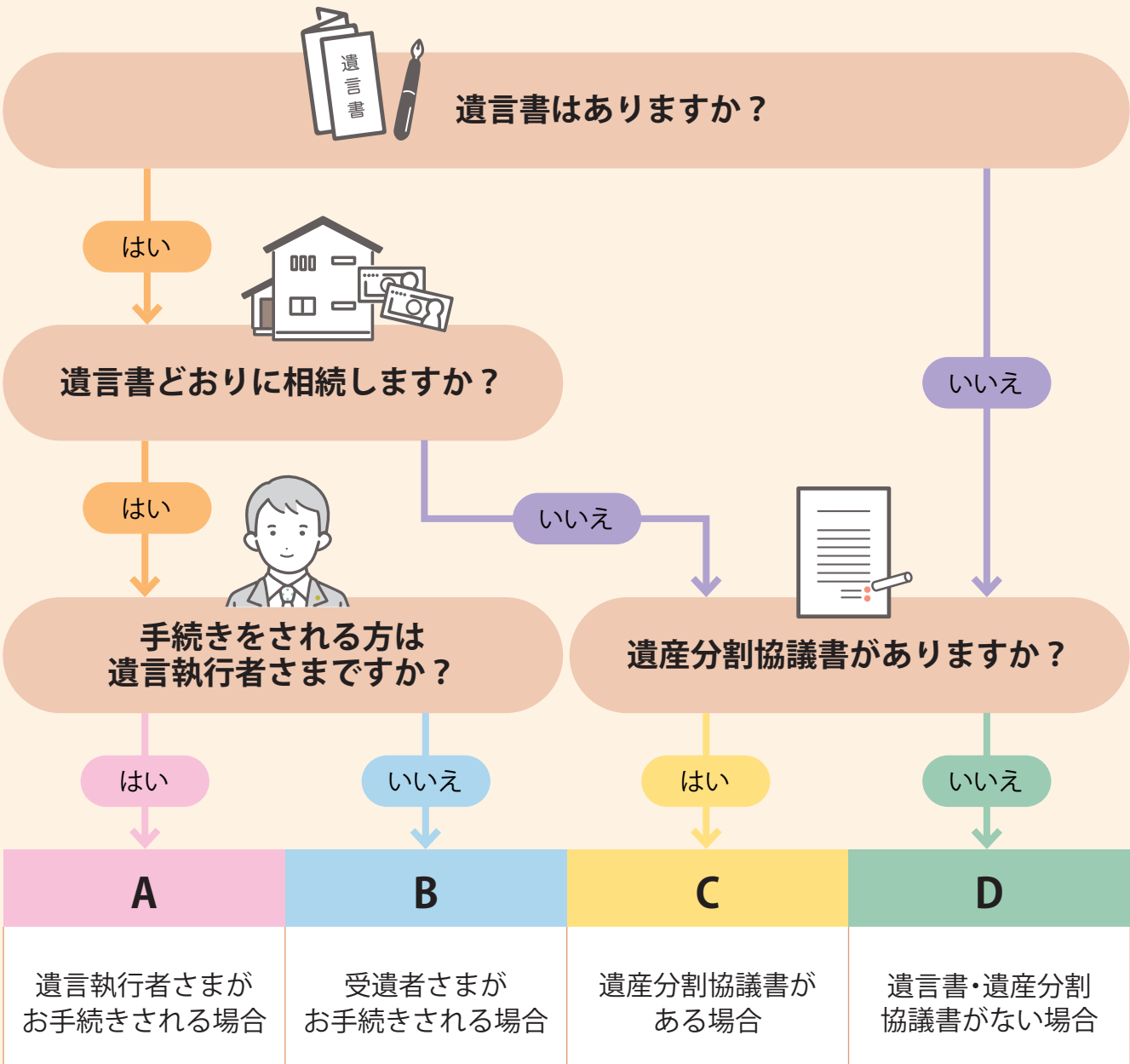
該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	住所を管轄する 警察署へ返納
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・ 特定医療費（指定難病）受給者証 ・ 肝炎治療受給者証 ・ 先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証 ・ 特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する 健康福祉センター（保健 所）へお問い合わせくだ さい。	南予地方局 2階 健康増進課 ☎ 0895-22-5211 （内線 260）
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関など
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（故人）の通帳・証書、キャッシュカードなど	ご遺族
全員	被相続人（故人）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

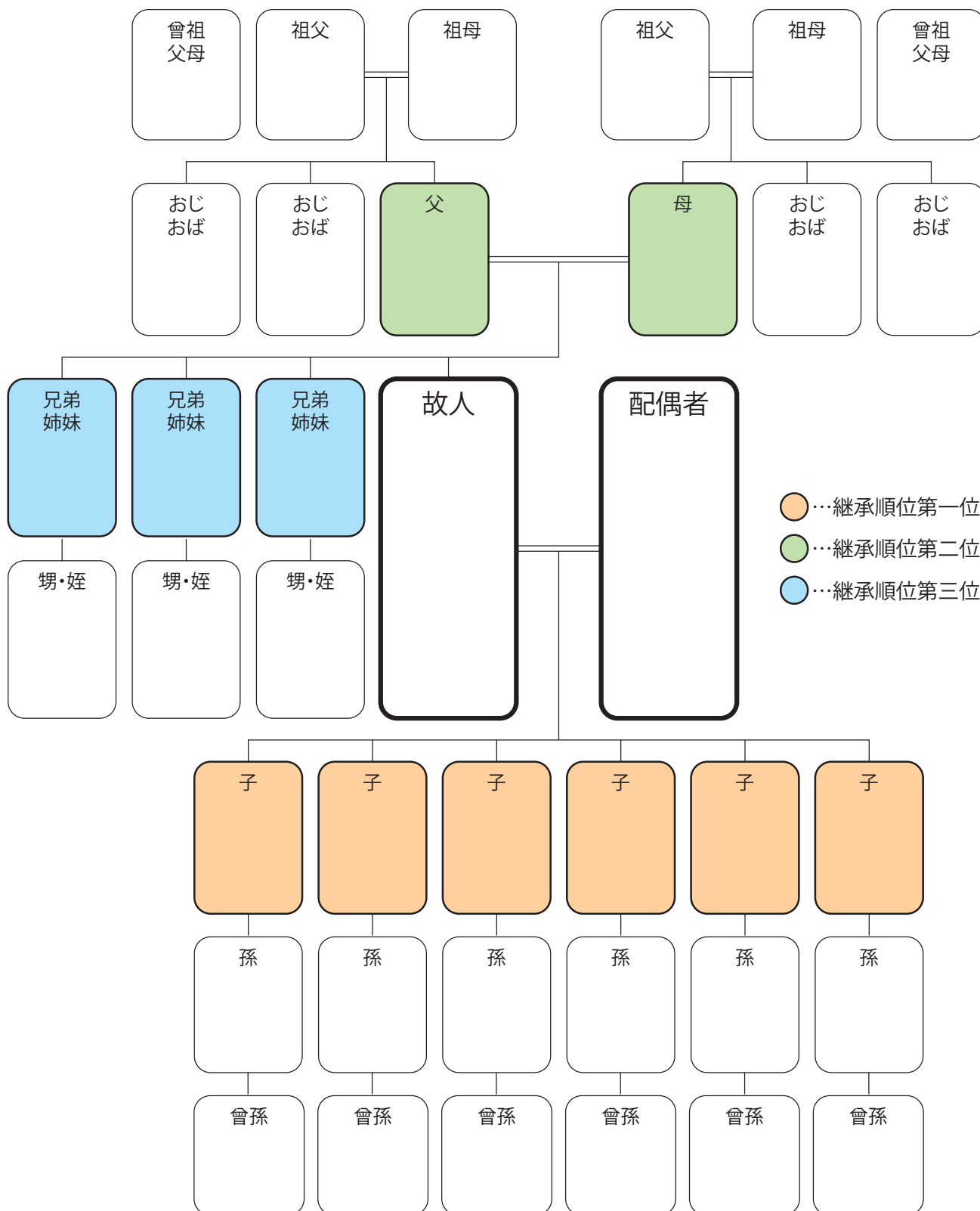
各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

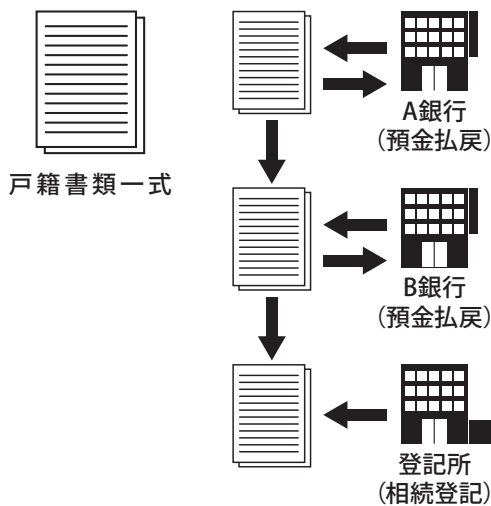
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

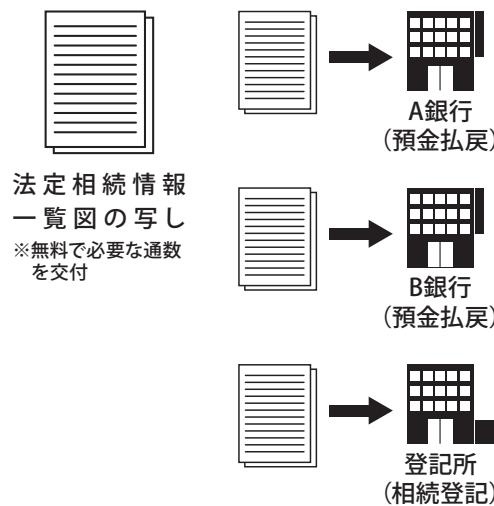
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日

_____年

_____月

_____日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和

_____年

_____月

_____日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日

_____年

_____月

_____日生

電話番号

(宛先)宇和島市長

※委任事項は、どなたの何の手續を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

有限会社 山本建設



**不用品回収から家屋解体まで一社で完結！
山本建設におまかせください**

家屋解体

解体工事のすべてを自社で完結！
足場設置・解体作業・廃材処分までワンストップで行うことで、スピーディで丁寧な施工を実現しています。
安全第一の現場管理で、近隣への配慮も徹底します。



不用品回収

家具・家電・粗大ごみ・引っ越しゴミなどの処分もお任せください。
解体前後の片付けまで一括で対応します。〈持込・回収のみもOK!〉
分別・搬出・処分までスタッフが丁寧に対応いたします。



安心安全

電話・メール・LINEにてお見積り対応！
お客様への安心を第一に、現地で丁寧に お見積り対応いたします。
遠方の方もメールやLINEにて写真で対応させていただきますのでご安心ください！安全で誠実な対応を心がけています。



有限会社 **山本建設**

TEL:0895-24-1417

<https://yamamoto-kensetsu.com/> E-mail: info@yamamoto-kensetsu.com

建設業許可：愛媛県知事 許可(般-3)第9402号 一般廃棄物収集運搬業(処分業)：5宇生環指令第616-32号

〒798-0087 愛媛県宇和島市坂下津甲407番地169

営業時間：8時～17時
定休日：日曜日



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

故人を偲び手を合わせ語りかける
 幸せなときも支えて欲しいときも
 伝えたい想いがあります

故人の生きた証として
 あなたの生きた証として
 お墓を建てましょう

お墓は心のよりどころ

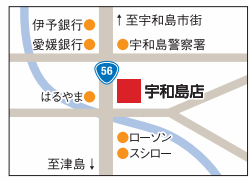


創業明治元年、
 歴史が物語る、信頼と実績。
 愛媛・高知9事業所
 安心のネットワーク



供養の心を永遠に伝える
 IFUI 株式会社 **イフイ**

宇和島店
 仏壇展示店
 宇和島市並松2丁目3-15
 TEL.0895-23-0518



\\ こんなお悩みありませんか？ //

戒名だけ
つけて欲しい

檀家にはいっていないが
ちゃんとしたお坊さん
にお経をあげて欲しい

近くに
お寺がない

法事をすべき立場になったが
どうしていいかわからない

葬儀や法要の際のお布施
お車代などのお金のことが不安

寺院のお坊さん 僧侶を紹介、 派遣いたします！

主要八種宗派対応

いのお坊さん

法事・法要の
お手配総額

4.5万円~ 決まった金額だから安心！

☎ 0120-948-833

受付時間 9:00 - 17:00 相談無料 お気軽にお電話ください

<https://lp.e-sogi.com/tehai/>

いのお坊さん



二次元バーコードからアクセス



運営：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階
「いのお坊さん」の運営は、1984年創業の出版社である株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)が行っています。



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

ご相談は無料です。

遺族年金 相続税

に関するご相談なら村田事務所へ

悲しみのなか、**遺族年金請求・相続税申告・名義替等**
やらなければならない手続きが多数あります。

村田事務所はご遺族に寄り添ってご支援いたします。



30年に渡る実績

当地宇和島で30年に渡り、
税理士・社会保険労務士
業務を行っており、遺族の
みなさまによりよきアド
バイスができればと考え
ます。



強い ネットワーク

司法書士等、他の士業
と連携し**年金・相続に**
関する様々な要望にお
応えます。



適正価格

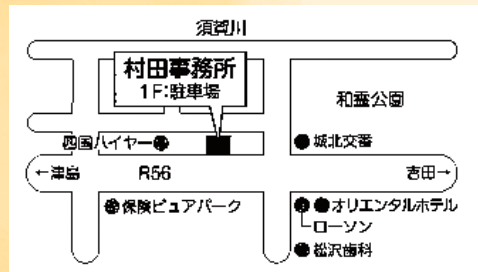
年金請求・相続税申告
は同じような書類が必要
ですので、あわせて
行うことにより、**適正価
格**で行えます。

相談無料・親切対応

お気軽にお問い合わせください

☎0895-23-3895

✉ murata8@leaf.ocn.ne.jp

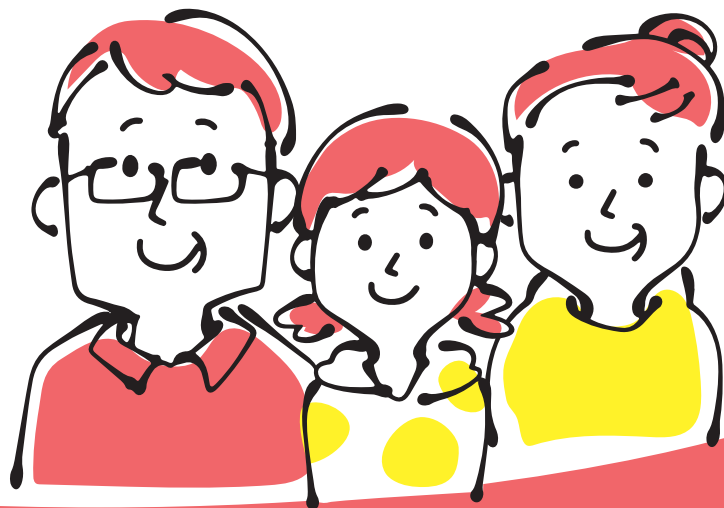


村田八郎税理士・社会保険労務士事務所

四国税理士会・愛媛県社会保険労務士会所属 村田八郎

〒798-0013 愛媛県宇和島市御幸町1-1-3

遺言、 後見等



相談は無料！ お気軽に！



ご自身や家族のために、こんなお悩みありませんか？

- ✓ 遺産の相続のことについて相談したい。
- ✓ 認知症になってしまったらどうなる？
- ✓ 希望しない延命治療はやめてほしい。
- ✓ 独り暮らしの親が元気か心配
- ✓ 身寄りがいなので葬儀や遺品の処理が心配
- ✓ その他（離婚、貸金、土地の賃貸など）

公証人が分かりやすく説明します！

遺言書がないため相続トラブルに発展した事例が多く発生しています。遺言書を作らない理由の多くは、「長男が引き継ぐのが当然だ」、「残った者で適当に分けてくれたらいい」、「たいした財産はないので遺言書は不要だ」、「子どもがいないので遺産は全部妻がもらうはずだ」といった考えや誤解によるものです。

相談は無料なので、お気軽に相談していただけたらと思います。



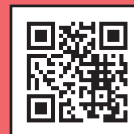
宇和島公証役場
公証人 川本浩二

要予約

お電話によりお気軽にお申込みください

☎ 0895-25-2292

受付：月曜日～金曜日 9:00～17:00



宇和島公証役場

日本公証人連合会

検索

<https://www.kosyonin.jp/uwajima/>

宇和島市住吉町1丁目6番16号 宇和島市総合福祉センター2階

Mail: uwajima-notary@ec2.technowave.ne.jp

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

発行 宇和島市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2026年5月

